

「不動産鑑定業者の業務実施態勢に関する業務指針（改正案）」
 及び「不動産鑑定士の役割分担等及び不動産鑑定業者の業務提携に関する業務指針（改正案）」
 ご意見とそこご回答

整理番号	意見箇所	ご意見	回答
1	不動産鑑定士の役割分担等及び不動産鑑定業者の業務提携に関する業務指針	今回の改正で導入される「相互審査」を行った場合において、2人のうち誰がどの部分を担当したかを、具体的に明示する方がよいと思います。 例えば、 ・基本的事項の確定はA鑑定士、要因分析・手法適用はB鑑定士 ・基本的事項の確定の審査はB鑑定士、要因分析・手法適用の審査はA鑑定士 と役割分担を明示することが考えられます。	ご指摘をふまえ、相互審査を行った場合の役割分担表記載例を作成いたします。